逗子市個人番号カード等裏面印字システム賃貸借仕様書

Ⅰ　目的

個人番号カード、通知カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書及び旧法による外国人登録証明書を所有している者が住所変更等をした際、当該システムを使用し、当該カードに新住所等を印字のうえ継続的に利用できるようにするもの。

Ⅱ　賃貸借期間及び設置場所

（１）賃貸借期間：平成 27 年 12 月１日～平成 32 年 11 月 30 日（60 か月 長期継続契約による）

（２）設置場所：逗子市役所１階　戸籍住民課執務室内（逗子市逗子５丁目２番 16 号）

Ⅲ　機器の条件及び数量

DNP 裏面プリントシステムを２式設置すること。

システムの機器構成は次のものを１式とする。

①　本人確認マルチカードスキャナ：株式会社 DNP アイディーシステム社製 MCS-Y100　１台

②　カードプリンタ：Evolis 社製「Zenius」　１台

③　裏面印字システムアプリ：IDS BackPrintSystem　１式

④　インクジェットプリンタ：キヤノン株式会社製「PIXUS iP2700」又は、名刺サイズが印字できるこれと同等品以上　１台

⑤　USB2.0 規格の４口以上のハブ（バスパワー方式）　１個

Ⅳ　セットアップ

設置作業の内容は、次のとおりとする。

①　賃貸借期間開始までに、発注者の指示により契約機器の設置作業及び動作検証等を完了すること。

②　機器に関するライセンス証及び取扱説明書等を添付すること。

Ⅴ　保守及びサポートについて

（１）契約期間内において、システム障害の対応・保守を行う。なお、契約期間内にメーカー無償保証期間が含まれる場合は、これによる対応を可能とする。ただし、インクジェットプリンタは保守対象外とする。

①　契約機器の障害に起因する動作不良への処置及び改善作業

②　契約機器の障害に対する修復、原状復帰作業

（２）保守の手法

①　障害発生時に常時連絡がとれる体制を整備し、連絡があった場合は、設置場所に速やかに技術者を派遣し、対応すること。

②　障害時及び障害対応時には報告書を提出すること。

（３）無償サポート

① 対象機器の使用に関する問合せ対応及び情報提供等

② ＯＳのバージョンアップ等に付随するセットアップ

③ パソコンの入替え等により、対象機器の設定変更等の作業が生じた際の対応

Ⅵ　支払方法

月払いとし、受注者からの適法な請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、これにより難い場合は、45 日以内とする。

Ⅶ　賃貸借期間終了時の機器の回収

賃貸借期間終了時には、受注者の責務として、システムの機器を回収するものとする。

なお、回収するものに個人情報が含まれる場合は、確実に廃棄をし、発注者へその旨を報告するものとする。

Ⅷ　留意点

① 対象機器の稼動及び保守等について、受注者が最終責任を負うものとする。

② 本契約にあたっては、逗子市財務規則及び諸規則のほか、業務に関連する諸法令に従うものとし、疑義や不明事項は発注者と十分協議を行うものとする。